

建設省住防発第 14 号  
平成 3 年 6 月 13 日

特定行政庁建築主務部長 殿

建設省住宅局建築物防災対策室長

### 建築仕上診断技術者の活用について

外壁タイル等の落下防止対策については、「外壁タイル等落下物対策の推進について（平成 2 年 5 月 19 日付け建設省住指発第 221 号）」（以下「第 221 号通知」という。）により通知したところであるが、当該通知に示した診断技術者については、（社）建築・設備維持保全推進協会（BELCA）において建築仕上診断技術者講習会が開催され、「建築仕上診断技術者」が育成されているところである。

今般、講習を修了した建築仕上診断技術者の名簿が作成されたので送付する。  
今後、外壁タイル等については下記により取り扱うこととしたので通知する。

### 記

#### 1 定期報告時の調査結果の報告について

定期報告に際し、第 221 号通知に示した診断指針に基づいた診断結果を報告するよう建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を指導すること。

この場合、一級建築士、二級建築士又は特殊建築物等調査資格者（以下「調査資格者等」という。）が診断を行った結果、特に詳細に診断する必要があると判断した場合には、さらに建築仕上診断技術者による詳細診断を受けるよう、所有者等を指導すること。

#### 2 外壁落下により災害危険の大きい建築物の詳細診断について

都市計画に定められた容積率が 400%以上の地域又は避難路に面する建築物のうち、地上 3 階建以上の建築物で外壁タイル等の落下により第三者に危害を与えるおそれがあるものについては、原則として、調査資格者等の調査に加えて、建築仕上診断技術者による診断を受け、その結果を定期報告の際に添付するよう所有者等を指導すること。